

(※) (一財) 日本建築防災協会の平成 30 年度実施「国土交通大臣登録木造耐震診断資格者講習」及び「木造耐震改修技術者講習」を受講した方は、当該講習会の修了証を以て県が実施する講習会における技術的な部分のプログラム（木造住宅の耐震性の安全確認・補強方法等について）に代えることができるものとします。

3. 受講料

受講料は無料です。

ただし、講習会では下記のテキストを使用しますので必ず事前に準備してください。

- ・「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」指針と解説編（水色）
 - ・「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」例題編・資料編（黄色）
- 書籍は（一財）日本建築防災協会から発刊されており、当財団法人のホームページから申込を行い、購入することができます。価格は 2 冊 1 組で 7,200 円です。

*** 当日、事前希望者のみ会場でテキストを購入できるよう手配します。（希望者は講習会申込時にあわせて申し込んでください。）**

*** 当日は受付時にテキストの持参を確認させていただきます。**

○（一財）日本建築防災協会書籍購入ホームページ

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/publication/list.html>

○（一財）日本建築防災協会（書籍取扱書店案内）

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/publication/store.html>

※上記ホームページの案内から取り寄せて購入される場合は、一定時間がかかる場合がありますので、余裕を持って手配等お願いします。

4. 受講資格

耐震診断員(※)		建築士(1級・2級・木造)の方で、県内に勤務または居住されている方
耐震改修工事	設計者等	主たる事務所(本社・本店等)を滋賀県内に有し、建築士事務所登録を滋賀県知事より受けた建築士事務所に所属する建築士
	施工管理者	滋賀県内に主たる営業所(本社・本店等)を有する法人、または個人事業所に勤務する者(受講者は技術系職員に限る)

※耐震診断員として業務を行う際には、建築士事務所に所属していただくことが必要となりますのでご注意ください。

5. 講習会受講後の名簿登録等について

当講習会を受講し、修了されると、受講資格に応じて、「滋賀県木造住宅耐震診断員登録名簿」または「滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者名簿」への登録申請が行えます。

なお、登録申請には受講資格を示す建築士免許等の写しなどの添付書類が必要です。

※滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例13号)第2条第2号に規定する暴力団員は登録出来ません。

※講習会を受講しただけでは、名簿に登録されません。(登録方法は当日の講習中に説明いたします。)

※当日の登録申請は受け付けておりませんので、よろしくお願いいたします。

(1) 耐震診断員の登録

滋賀県木造住宅耐震診断員登録名簿は、市町が住民から依頼を受けて実施する耐震診断事業に、耐震診断員として依頼する際に活用されます。(県から県内市町に対しては公開されます。)

(2) 耐震改修工事の設計者等、施工管理者の登録

滋賀県木造住宅耐震診断改修工事講習会修了者(設計者等・施工管理者)名簿は、県および市町の補助金を受けて耐震改修を実施する工事の設計者、監理者、施工管理者として選定されるときなどに活用されます。登録名簿は公開します。

6. 講習会の申込方法

申込用紙に必要事項を記入の上、申込先にファックス、E-mailまたは郵送で送付して下さい。なお、受付は先着順とさせていただきます。

定員：新規・更新あわせて200名程度

※定員になり次第、受付を締め切らせていただきます。

※申込書のお名前等の漢字は楷書で正確に記入いただきますようお願いいたします。(申込書を元に修了証が作成されます)

※申込み受付後、受講証を発行します。受講証は、講習会当日に必ず持参し、受付で掲示してください。また、平成30年11月2日(金)までに受講証が届かない場合はご連絡下さい。

■申込用紙

滋賀県土木交通部建築課建築指導室のホームページよりダウンロードできます。

ダウンロードは申込期間開始の平成30年10月9日(火)から可能になります。

7. 申込期間

平成30年10月9日(火)から10月22日(月)まで(必着)

8. 申込先

滋賀県土木交通部建築課建築指導室 (住まいの安全対策係)

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

TEL 077-528-4262 FAX 077-528-4912

E-mail antai@pref.shiga.lg.jp

<講習会会場付近見取図>

略地図

公共交通機関でお越しください。

